

2016年4月12日

## 米国 化学品データ報告 (CDR) に関するお知らせ

2016年3月に米国 環境保護庁 (EPA) のウェブページ上で詳細ガイダンスが掲載されましたので、この場にてご案内致します。

米国の輸入者および製造者は、商業目的で輸入 (製造) する化学物質の用途と数量等の情報を、EPA に提出することが、有害物質規制法 (Toxic Substance Control Act : TSCA) 内の化学品データ報告 (Chemical Data Reporting : CDR) において義務付けられています。

CDR における報告は4年ごとに実施され、**2016年6月1日～9月30日**が次の報告期間に定められています。報告の対象となる化学物質は、TSCA インベントリに収載されている全ての化学物質\*<sup>1</sup>のうち、年間25,000ポンド (11,340 kg) / 1サイト 以上\*<sup>2</sup>が輸入 (製造) されている物質です。

\*1: 免除対象となる物質がございます。

\*2: 2012年、2013年、2014年、2015年のいずれかで報告閾値に達していれば報告義務がございます。また、特定のTSCA における規制対象となっている化学物質は2,500ポンド (1,134 kg) の閾値が設定されています。

報告は、専用のシステムにて Form U と呼ばれる書式を編集し、電子提出する必要があります。その際、日本のサプライヤー様が米国ユーザー様に化学物質情報を非開示のまま CDR の報告をすることも可能です。

ご不明な点がございましたら、弊社化学品営業部までお気軽にご相談ください。

### ■お問い合わせ先 (化学品営業部)

・東京 〒101-8517 東京都千代田区内神田一丁目13番4号

TEL: 03-5577-0809 / FAX: 03-5577-0859

・大阪 〒541-0044 大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号

TEL: 06-6204-8411 / FAX: 06-6204-8716